三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに掲げる者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号
ロ　払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この号において同じ。）の営業所又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。以下この号において同じ。）を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。）　払渡希望郵便貯金銀行の営業所又は郵便局の名称及び所在地
四　還付額及び還付理由

（労働保険料等の申告及び納付）

第三十八条　法第十五条第一項及び第二項の申告書（次項において「概算保険料申告書」という。）、法第十六条の申告書（次項において「増加概算保険料申告書」という。）並びに確定保険料申告書は、所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

2～5　（略）

（雇用保険印紙購入通帳）

第四十二条　事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を所轄公共職業安定所長に提出して、雇用保険印紙購入通帳（様式第一号）の交付を受けなければならない。

一　労働保険番号
二　事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
三　事業の名称、事業の行われる場所及び事業の種類

2・3　（略）

4　前項に規定する雇用保険印紙購入通帳の有効期間の更新を受けようとする事業主は、当該雇用保険印紙購入通帳の有効期間が満了する日の翌日の一月前から当該期間が満了する日までの間に、当該雇用保険印紙購入通帳を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を所轄公共職業安定所長に提出して、新たに雇用保険印紙購入通帳の交付を受けなければならない。

一　労働保険番号
二　事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
三　事業の名称、事業の行われる場所及び事業の種類

5～8　（略）

（印紙保険料納付計器の指定）

第四十五条　法第二十三条第三項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地
二　当該指定を受けようとする印紙保険料納付計器の製造者の氏名又は名称及び住所又は所在地
三　当該指定を受けようとする印紙保険料納付計器の名称、型式、構造、機能及び操作の方法

2・3　（略）

（新設）

（労働保険料等の申告及び納付）

第三十八条　概算保険料申告書、増加概算保険料申告書及び確定保険料申告書は、所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

2～5　（略）

（雇用保険印紙購入通帳）

第四十二条　事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、あらかじめ、雇用保険印紙購入通帳交付申請書（様式第九号）を所轄公共職業安定所長に提出して、雇用保険印紙購入通帳（様式第十号）の交付を受けなければならない。

（新設）
（新設）
（新設）

2・3　（略）

4　前項に規定する雇用保険印紙購入通帳の有効期間の更新を受けようとする事業主は、当該雇用保険印紙購入通帳の有効期間が満了する日の翌日の一月前から当該期間が満了する日までの間に、当該雇用保険印紙購入通帳更新申請書（様式第九号）を所轄公共職業安定所長に提出して、新たに雇用保険印紙購入通帳の交付を受けなければならない。

（新設）
（新設）
（新設）

5～8　（略）

（印紙保険料納付計器の指定）

第四十五条　法第二十三条第三項の指定を受けようとする者は、印紙保険料納付計器指定申請書（様式第十一号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）
（新設）

（新設）

2・3　（略）